

薬物乱用対策の推進体制

内閣

犯罪対策閣僚会議

薬物乱用対策推進会議

副議長

国家公安委員会委員長
法務大臣
財務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣

議長 厚生労働大臣

構成員 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
総務大臣
外務大臣
経済産業大臣

※平成20年12月閣議口頭了解により犯罪対策閣僚会議に統合、本部から会議となる
平成27年1月閣議決定に基づき、平成29年4月1日に厚生労働省に薬物乱用対策に係る総合調整権限が移管。

庶務

○厚生労働省

警察庁、法務省、財務省、文部科学省、国土交通省、その他関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理。

幹事会

議長 厚生労働省 医薬局長

内閣官房 内閣審議官（副長官補付）
内閣審議官（内閣広報室）
警察庁 生活安全局長
刑事局長
刑事局組織犯罪対策部長
消費者庁 次長
こども家庭庁 成育局長

総務省 大臣官房総括審議官
法務省 政策立案総括審議官
外務省 総合外交政策局長
財務省 関税局長 主計局長
文部科学省 総合教育政策局長
経済産業省 大臣官房技術総括・保安審議官
国土交通省 総合政策局長
海上保安庁 次長

推進本部

平成9年 1月17日閣議決定
平成12年12月26日一部改正
平成17年12月27日一部改正
平成18年 4月28日一部改正
平成19年10月 9日一部改正

推進会議

平成20年12月26日閣議口頭了解
平成29年 3月24日一部改正（同年4月1日施行）
（基本方針）
平成29年 3月24日閣議決定

平成10年5月 薬物乱用防止五か年戦略
平成15年7月 薬物乱用防止新五か年戦略
薬物密輸入阻止のための緊急水際対策
平成20年8月 第三次薬物乱用防止五か年戦略
平成22年7月 薬物乱用防止戦略加速化プラン
平成24年8月 合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策
平成25年8月 四次薬物乱用防止五か年戦略
平成26年7月 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策
平成30年8月 五次薬物乱用防止五か年戦略
令和5年8月 六次薬物乱用防止五か年戦略

薬物乱用対策推進地方本部（全都道府県設置）

- ・本部長 知事等
- ・本部長 都道府県職員（関係部局、教育委員会及び警察本部職員）
国出先機関職員（入国管理局、税関、地方厚生局麻薬取締部、海上保安本部、保護観察所、少年鑑別所 等）